

# 通行許可標章の廃止について

これまで県内では、通行禁止道路の通行許可を受けた方が禁止道路を通行するときは、通行許可証（申請書の下欄が許可証となっているA4版の様式）と通行許可標章（B5版の様式）の両方が必要でしたが、令和4年4月1日（金）から「通行許可標章」を廃止し、通行許可証のみとなります。

## 通行許可証 A4版

別記様式第一の三（第五条関係）

通行禁止道路通行許可申請書	
令和 年 月 日	
警察署長 殿	
住所 申請者 氏名	
住所 主たる運転者 氏名	
車両の種類	番号標に表示されている番号
運転の期間	令和 年 月 日 時から令和 年 月 日 時まで
通行しようとする通行禁止道路の区間	
やむを得ない理由	1 規制区域内の車庫等に入出するため 2 規制区域内に貨物の集配等が入出するため 3 その他
警第 号	
通行禁止道路通行許可証	
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。	
条件	
令和 年 月 日	
警察署長 印	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A判4番とする。

令和4年4月1日からは  
通行許可証のみの交付  
となります。



通行禁止道路の標識の例  
『自転車及び歩行者専用標識』

## 通行許可標章 B5版

記号及び番号	警第 号
歩行者用道路 通行禁止道路 通行許可車	
自動車登録番号 又は車両番号	氏名
通行禁止道路区間	
有効期限	
発行日	月
警察署長 印	

廃止

許可を受けた道路を通行するときは、交付された許可証を携帯していなければなりません。

令和4年3月31日までに許可を受け、4月1日以降にも及ぶときは、4月1日以降は標章が不要となりますのでご注意ください。

### 【問い合わせ先】

福島県警察本部 交通部 交通規制課  
TEL 024-522-2151（代表）